

会 議 録

全部記録 要点記録

1 会議名	令和3年度 第1回 姫路市水道ビジョン推進会議
2 開催日時	令和3年8月20日（金曜日） 13時30分～15時15分
3 開催場所	市役所 防災センター5階 災害対策本部会議室
4 出席者又は欠席者名	(出席者) 構成員7名、欠席者1名 (事務局) 水道事業管理者、水道局次長、水道局総務課長他 水道局職員9名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴不可、傍聴人0名
6 議題又は案件及び結論等	1 開会 2 説明・意見交換 3 閉会
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙2のとおり

水道ビジョン推進会議 構成員名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	所属及び役職名
学識経験者	瓦 田 太 賀 四	園田学園女子大学経営学部 教授
	山 野 一 弥	公益社団法人 日本水道協会 大阪支所 支所長
	足 立 泰 美	甲南大学経済学部 教授
水道使用者の代表者	伊 藤 孝	姫路市連合自治会 副会長
	岩 田 稔 恵	姫路市連合婦人会 会長
	西 井 健 滋	姫路商工会議所 事務局次長 兼 総務部長
	長 谷 川 恒 子	公募市民
	阿 部 知 子	公募市民

開会（13：30）

1 説明（事務局） 資料1～6

2 意見交換

座長

只今の事務局の説明に対して、ご意見ご質問をいただきたい。

構成員

まず1点目、管路の耐震化、老朽管路の更新の部分で更新延長が目標を下回った主な要因で繰越工事が増えたという説明があった。

その繰越工事が増えた理由については、甲山浄水場の整備に人員を割いたためとの説明であったが、計画的な事業なのだから、どの程度の人員が必要かは事前に分かるはずである。

また、ビジョンの目標では今後さらに人員を減らす方針となっており、実際にどのような手法で管路更新のペースを向上させるのか教えていただきたい。

2点目は鉛製給水管の解消について、具体的な今後の取組みが見えてこないので提示してもらいたい。

事務局

姫路市全体として技術職員の採用は増えておらず、水道局も要望はしているが増員には至っていない。その中で、甲山浄水場更新事業は現浄水場の老朽化が進んでいることから最重要事業として人員を増員した。結果として管路の技術職員が減員となり、発注ペースが減少し、繰越事業が増えてしまっている。

人員が限られる中、管路DB等の手法の導入検討や職員数に対する技術職員の割合を高めるなどにより、管路更新率の向上を図りたいと考えている。

鉛製給水管の解消については、鉛製給水管が多く残っている区域等の布設替工事の発注を増やすなどによりペースアップを図ることを現在検討している。

構成員

管路更新率はビジョンの初年度から目標を達成できなかったにも関わらず、今後さらに上げていかなければならない。鉛製給水管の解消についても取組みが進むにつれ、困難な箇所ばかりが残ってくる。人の採用や外部委託、DBなど方法はいろいろあると思うが、どちらも早急に何らかの手を打っていただきたい。

座長

職員数の部分は他の自治体の状況等を調べてもらいたいと考える。

甲山浄水場更新事業のような新たな計画を進めている際は、業務が多忙となることは当然である。新規採用できないのであれば、嘱託や臨時採用などができないのか、職員が責任感を持って職務を遂行できるように何らかの方策を考えてもらいたい。

鉛製給水管について、事務局からの説明があった部分は水道局の行う配管工事と同

時にメーター部分までは水道局の負担で取り替えるということである。本来、給水管の取替え費用は所有者である利用者が負担すべきものである。

実態としては、鉛製給水管が設置されていることを認識していない利用者がほとんどであるため、まずは市民への周知を徹底してもらいたい。周知により、鉛製給水管の取替に対する補助制度の創設などの要望が出てくるかもしれないが、鉛製給水管による健康被害の防止という観点から言えば、費用負担を税に求めることも可能かもしれないので、市長部局とも協議を行ってほしい。

料金の回収について、水道は生死に直結しているため、相手方が善意なのか悪意なのか判断しづらい部分がある。ただ、やむを得ない事情で料金が支払えない場合でも回収できなかった分は料金で負担するのではなく、本来は税で負担すべきものと考えられるため、費用負担については市長部局と調整を行なってほしい。

構成員

水道料金の回収については、他都市では一定のルールを決めて、支払わない相手に対して給水の停止を行ったりしている。

また、分納しているケースでは支払額と回収に要する費用とを比較すると、回収する方がコストが高くなる場合もある。給水停止のルールについて、参考に他都市の状況等を調べてみてはどうか？

事務局

姫路市も他都市の状況を調査した上で、債権回収に関するマニュアルを平成 25 年に策定しており、水道局も市のマニュアルに沿って、基本的には 1 年以内に回収できるよう対応している。

分納されている案件の中には 10 年や 20 年のように長期に渡る債権も存在していたため、他団体を調査した上で市のマニュアル策定を行い、現在はそのマニュアルに基づいて回収している。

給水の停止について、滞納者の情報は毎月実施する水道料金センターとの会議の中で共有し、所定の手続きを経て、給水の停止を実施している。給水の停止にあたっては、水道局だけでは個々の情報の把握が難しい部分もあるため、万が一のことがないように、保健部局などと連携を図りながら、確実な対応を心がけている。

座長

今の構成員からの指摘は、例えば何ヶ月滞納すれば自動で給水を止めるなどのルールを調べてはどうかということなのではないか。

事務局

姫路市においても基準を作り、対応している。まず、1 回督促し、催告しても納付されない状況、つまり 2 ヶ月間滞納があれば、給水を停止する旨の通知を行っている。現在はコロナ禍もあるため、状況を見つつ対応している部分はあるが、納付されなければ実際に給水を停止している。

また、先程の人員に関する部分について、水道局としても人材の育成は重要と考えている。工事の平準化を目指し、債務負担行為の設定等も取り組んでいるところでは

あるが、経験年数の長い職員と短い職員では作業効率が大きく違うため、影響を受けづらい何らかの仕組みを作りたいと考えている。

技術職員不足の現状は他団体も同様なので、姫路市だけでなく共通課題として広域的に取り組んでいきたいと考えている。

さらに令和4年度からは上下水道が統合する予定なので、上下水道の部局間でも技術連携はできるのではないかと考えている。

構成員

配水管の工事の大半は単年度で発注しているのか、または債務負担行為を設定して2年工事や3年工事として発注しているのか？

事務局

近年は債務負担行為を設定し、2月や3月に発注する取組みを始めているが、現状は単年度発注の工事が大半である。

構成員

債務負担行為を設定し、前年度の第3四半期などに発注しておけば、年度当初から工事が進むため、債務負担行為を設定した工事を増やすなどの発注の方法を検討すれば良いと考える。

構成員

組織統合について、これは市長の下に新組織が作られることになるのか？

事務局

現在姫路市には水道局と下水道局がある。水道局は地方公営企業という位置づけで、一つの企業として水道事業を運営している。一方で下水道局は水道局同様に地方公営企業として下水道事業を運営するとともに、市長部局の事業である河川事業も実施している。

今回の組織統合は、河川事業は市長部局に移管し、水道局と下水道局の地方公営企業部分を統合するものである。

座長

補足として、地方公営企業法上のいわゆる全適事業は人事、財務等の部門も全て独立の組織として事業を行う団体である。

姫路市の水道局は、市長部局との間で出向という形で人事異動はあるが、事業管理者がトップとなって独立した組織として運営されている。

下水道事業のうち、雨水対策の事業は基本的に税が負担すべきものである。一方で生活水等の汚水に関する事業は、汚染者負担の原則に則り、利用者からの料金で賄って運営していくことになる。このため、下水道事業には料金で行うべき事業と税で行うべき事業が存在することになる。

組織統合は、このうちの料金で行うべき事業を統合し、管理部門等の集約等による効率化を目的とする。一般的には、下水道事業を全適事業体へ移行する場合、水道事業と統合して効率化を図ろうとすることは他の団体でも同様に行われている。

ただし、本会議のような審議会等は上水道、下水道で別個に実施されてることが多

い。また、同じ審議会としていても上水道と下水道で部会を分けて、それぞれ審議することもある。これは上水道と下水道の料金体系の決定方法が異なるからである。

姫路市の組織統合は上水道と下水道のみであるが、自治体によっては競艇や交通など全く異なる事業が一体となっているものもある。このような場合は、間接経費の分配などの課題が多く、料金体系の合理性を確保することが非常に難しい。

構成員

下水道という点、現在の新築などは分流式下水道と思うが、姫路市では現在、下水道に接続されていない場合もあるのか。

事務局

公共下水道の普及率は96%程度である。接続されていない家庭もあるが、市の方で把握しており、下水道局で啓発しているところである。

座長

下水道を最初に設置するには莫大なコストを要し、その恩恵を受ける一部の人がその全額を負担することは困難であるため、税が投入されることになる。

その後、下水道の普及率が90%を超えてきた場合、基本的には利用者が全額負担する前提で料金体系が設定されるようになる。

もちろん、公共下水道に接続することが困難な地域があることは確かであり、そのような地域では個人浄化槽などが現在も利用されていると思われる。

事務局

現状、姫路市では下水道の公共ますまでは姫路市が負担して設置し、そこから先の宅内は個人の負担となる。一方で水道の給水管の設置は個人の負担となっている。

下水道の普及率がさらに向上すると、現在の個人負担のあり方は変わってくる可能性は十分にあると思われる。

座長

今回の報告では、目標を達成できず評価が△となった部分について、原因を特定し、その解消に向けた対策の検討という部分が少し少なかったように考える。今後はきちんと分析いただきたい。

実際問題として人員が不足していることは事実かもしれないが、中には技術職員がゼロの自治体も存在するので、業務の工夫や職員間のチームワークなどを駆使して取り組んでもらいたい。繁忙期というのは職員への負担が増えるのはやむを得ないが、職員が頑張れるような体制を整える必要があるだろう。

また、以前から議論になっている料金体系について、今の実態に合致していない点が問題としてあった。この点も今後検討が進められると説明があったため、その内容を十分見定め、公平に水を利用できるように検討していきたいと考える。

構成員

浄水場の運転に関し、現在のコロナ禍で新型コロナウイルス感染症に罹患した職員が発生した場合やクラスターが発生した場合に備え、何か準備していることがあれば教えてもらいたい。

事務局 浄水課は交代勤務の勤務場所が2箇所、日勤が1箇所で構成されている。当然ながら、基本的な完成予防対策は徹底しており、日々、係長や課長補佐などの職員が共有部分の消毒を実施しているが、体調不良者が発生した場合は、速やかに情報共有した上で、罹患者と一緒に勤務した職員の健康観察を実施するとともに、シフトの組み換え等により対応する予定である。浄水課内の複数箇所で罹患者が発生した場合は、水道局全体の建設課や施設課から応援を求めて対応する予定である。

構成員 大丈夫であると考えてよいか？

事務局 BCPを策定し、シミュレーションを行っているので大丈夫であると考えている。

構成員 以前に自身の職場で患者が発生した際に、保健所の濃厚接触者の認定までにかかなりの時間を要し、その期間中多くの職員を自宅待機にせざるをえなかった。結果として1名のみの発生であったが、患者が増えて保健所が機能不全に陥った際の想定も必要かもしれないと考える。

座長 事業者によってはリスク回避のためにテレワークを積極的に活用している団体もあると聞く。ただ、クラスター等が発生した場合でも、水道事業の運営に支障をきたさないよう災害対策のマニュアルを整備しておく必要がある。

危機的状況を想定し、それに対する対策を練って準備するということは、有事の際の訓練にもなる。

水道事業は人命に関わるため、いかなる時でもサービスの提供に支障がないことを前提に、今回のコロナウイルス対策や災害対策を講じていただきたい。

3 閉会 (15 : 15)